

○柏市優良建設工事表彰要領

制定 平成3年1月19日
施行 平成3年1月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者の意欲を高め、適正な施工及び施工技術の向上を図るため、本市が発注した建設工事（以下「工事」という。）において特に優良な工事を施工した者の選考及び表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の工事)

第2条 表彰年度の前年度に完成した工事のうち請負金額が500万円以上の建設工事であって、契約書、設計図書等に基づいて誠実に施工し、施工体制、出来形及び品質等が他の模範となり、工事成績評定点が81点以上の工事を行った業者及びその主任（監理）技術者を表彰の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、表彰の対象から除くものとする。

- (1) 対象年度の工事において、65点未満の工事成績評定を受けた者。
- (2) 対象年度の初日から表彰日の前日までの間において、柏市建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止等、建設業者として好ましくない行為を行った者。

(優良建設工事の選定)

第3条 技術管理課長は、前条の要件を満たし、表彰することが相当と認める優良な工事を行った業者及びその主任（監理）技術者を選定し、施行工事所管部長若しくは理事の意見を附して、次条に規定する柏市優良建設工事表彰選考会（以下「選考会」という。）に諮るものとする。

(選考会)

第4条 前条に規定する優良建設工事の選定に応じて、表彰する優良な工事を行った業者及びその主任（監理）技術者を選考するため、選考会を置く。

2 選考会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 財政部長

(4) 都市部長

(5) 土木部長

(6) 教育総務部長

3 選考会の委員は、その職務を当該委員の属する部の理事若しくは次長に代理させることができる。この場合において、当該委員は、選考会の委員長に対して、当該代理をさせる旨の書面を提出するものとする。

(組織)

第5条 選考会に委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選考会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 選考会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 表彰の決議は、出席委員の3分の2以上でこれを決するものとする。

(報告)

第7条 選考会の選考結果は、市長に報告するものとする。

(表彰の決定)

第8条 市長は、前条の報告に基づき、優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を決定するものとする。

(表彰の実施)

第9条 市長は、原則として毎年度の6月に表彰を行う。

(優良建設工事の公表)

第10条 市長は、表彰後速やかに優良建設工事件名、優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を柏市ホームページにおいて公表するものとする。

(庶務)

第11条 選考会の庶務は、総務部技術管理課において処理する。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改定後の第2条の規定は、令和6年4月1日以後に完成した工事について適用し、同日前に完成した工事については従前の要領による。